

計画事業に係る事後評価記載様式(初年度・2年度目)

I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

東西約10Km、南北約5Km、総面積36.92Km²という非常にコンパクトな市域を活用し、市内どこからでも公共交通機関によって移動が出来るシステムを構築するため、デマンド方式によるバス運行を実施した。より多くの方々に利用していただける運行ルート、運行時刻、利用環境などを法定協議会において検証し、当該事業の本格実施に向けて、新たな収入源(車内広告、協賛金等)の検討を行った。

II 計画事業の実施

- ① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

総合事業計画において、公共交通の空白地域や交通弱者の解消のための、デマンドバス運行、また、この事業を継続的な事業とするための利用促進活動などを計画した。デマンドバス運行事業については、平成19年9月から平成20年3月まで実施した社会実験の検証結果と昨年度事業実績を踏まえ、土・日・祝日の別運行ルートの試行、JRとの連携の見直しや、アンケート調査及び要望等に配慮した新たな運行形態の見直しなどを実施した。

利用促進については、路線変更に伴うダイヤ改正のため時刻表を作成し、市内全戸に配布してPR活動に努めると共に、移動手段としての利用以外の利活用の一環として車内での交通安全啓発活動を実施した。また、利用環境の整備として新規バス停留所標識を20基製作し、設置した。

III 具体的成果

- ① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

デマンドバス運行事業については、毎日、運行便毎に乗降場所の人数を把握し、月別の推移を分析することにより、利用動向の把握に努めている。また、デマンド地区に対するアンケート結果やバス停別利用人員、運賃収入などを総合的に検証し、採算性も含めた全体評価を行った。

次に利用促進については、デマンド方式の認知度や、路線変更及びそれに伴うダイヤ改正に係る理解などを市の広報紙やホームページ、任意団体の会議で説明するなどPRした効果について前年度との問い合わせ件数の比較などにより評価を行った。

なお、停留所ごとの乗降客を把握することにより、利用目的を推量し、休日の運行形態を検討した。また、利用人員が多い停留所について、新設のバス停留所標識を設置した。また、バス車内・停留所を利用し、有料広告を募った。

- ② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

本事業を実施する前に行った半年間の運行実験及び昨年度運行実績において、通学、通院及び買物を目的とした利用が多かったことから、JR、病院、大型店舗及び公共施設を中心としたバス運行事業は、それらのニーズに対応した適切な事業を実施したと判断される。また、今回の実証運行については、70歳以上の利用者が6割弱、女性の利用者が8割強となっており、いわゆる交通弱者に配慮した事業であると考えられる。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

IV 自立性・持続性

1 事業の本格実施に向けての準備

① 実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

デマンドバスの実証運行については、4月から12月までの1日あたりの平均利用者は79人となっているが、収支率は35.79%であり、収支率向上と本格運行に向けて運行を継続させる仕組みの確立が課題である。事業実施初期と比べると利用者は飛躍的に増加してはいるが、昨年度5月から12月までの実績と比較すると2割程度減少傾向にある。特に試行的に開始した土日祝日ルートの開散とBルートの利用人員の減少(前年度比7割程度)が顕著であり、路線や乗り継ぎ等時刻関係の問題点がないか等についての検証を現在行っている。翌年度実施にあたり、過去2カ年で様々なルートを試行運行した結果を解析し、最も効率的な路線を選択する見直しを行う予定である。

また、今年度途中から実施した有料広告に対する取組についても、増収入となるように、広告掲載場所などを検討する。

② 実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

デマンドバスの実証運行については、平均利用者が79人であり、実際に通院・通学・買い物客が利用することが確認された結果、これらのサービス対応率の向上という目標を達成するために適切な事業であり、一定の効果が現れているものと考えているが、前年度比で減少傾向にあるため問題点を検証し、デマンドバスの運行路線等を一部見直すことを予定している。

2 事業の実施環境

① 当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

平成22年度においてデマンドバスの実証運行の事業を実施するにあたっては、総合事業による国費のほか、有田市からの財政支出によるということで関係者の合意が形成されており、有田市の平成21年3月議会に平成22年度予算案を提出し、市議会において審議してもらうことになっている。

② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。

住民に対するバスの認知度はほぼいきなり、関係機関からバスを利用する取組への積極的な働きかけなども出てきている状況にある。

今年度の有料広告への取組が一定の成果を示したことにより、来年度のデマンドバスの実証運行に関しても、商業施設や企業への働きかけにより、協賛金が法定協議会に拠出される見込みである。ただ、より多くの企業からの賛同を得るために、来年度は広告掲載場所のさらなる検討を行う予定である。

③ 当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。

平成20年度第2回地域公共交通会議において、総合事業によるデマンドバスの実証運行の終了後に、自主運行ができるようにするためには、地域住民による協賛金の拠出も必要であるとの意見が出され、今後、3年間の間で、そのことについて協議を重ねていく事を確認した。

また、平成21年度第1回地域公共交通会議において、デマンドバス広告等掲載要綱が策定された。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

- ① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

法定協議会の運営要綱が第1回法定協議会で決定され、制定されており、法定協議会の審議事項は、連携計画の策定及び変更、実施に係る連絡調整、事業の実施、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事、その他法定協議会において必要と認めた事項と規定されている。また、実施状況についても、報告、審議及び事項評価を法定協議会において行っている。

- ② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか）。

法定協議会の構成員には有田市の連合自治会の会長及び副会長が含まれており、各地区の意見が集約される形をとっている。また、意見を聞く窓口をバス運行事業所及び市役所と定め、あらゆる要望、意見を聞く体制を整えている。また、利用者の声をいつも聞いている運転手と直接話し合いを持つ機会を作り、その意見や感想などについても今後の運営の参考としている。

運行を開始してから、利用者に対するアンケート及びデマンド地区住民に対するアンケートを実施し、その集約したものを法定協議会に諮り、事業に反映してきており、今後も必要に応じ定期的にアンケート調査等を行っていく予定である。

- ③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

平成19年度末の法定協議会において設置要綱が確認され、それ以降の法定協議会においては計画事業の進め方、実施した計画事業の結果が報告・審議されたほか、同協議会においては計画事業に係る自己評価報告が報告されており、計画事業を実施するにあたって法定協議会が適切に開催された。平成21年度については、平成20年度の決算の承認、広告等掲載取扱要綱に関する審議等が行われ、今後次年度の運行ルート検討や平成22年度事業計画と予算等についての審議を行う予定である。

なお、計画事業の進め方のイメージ、実施した計画事業の月毎の結果及び自己評価報告の素案については、同協議会の委員に報告をし、確認を行った。

- ④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

法定協議会の設置要綱において、会議は、原則公開としている。また、議事録は要綱に定めがないものの、本事業の趣旨に鑑み、インターネットのHPにおいて会議開催後速やかに公表を行っている。

- ⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

平成21年度第2回地域公共交通会議において、実施した計画事業に係る中間的な結果の取りまとめを報告し、審議した結果、デマンドバスの実証運行については収支率向上が課題であるものの、高齢者を中心とする交通弱者の足の確保が重要であり、利用者にあまり抵抗感を感じさせない範囲内で路線等を見直した上で、来年度も引き続き、実証運行を実施することについて、関係者の合意形成が行われた一方、総合事業の実施について、法定協議会の構成員以外の者からの反対の声もなく、地域公共交通に関する目標やそれを達成するための事業等について地域関係者の実質的な合意が形成されたと言える。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。